平成25年12月25日

各　　位

会　社　名　第一商品株式会社
代表者の役職氏名　取締役社長　土肥　章
（ＪＡＳＤＡＱ・コード　８７４６）
問い合わせ先
役職・氏名　執行役員総務本部長
岡田義孝
電話番号　03-3462-8011(代表)

行政処分に関するお知らせ

当社は、平成25年１月16日より実施された農林水産省及び経済産業省（以下「監督官庁」という。）の商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第157条第１項及び第231条第１項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第31号）による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第14条第１項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）の結果、本日、監督官庁より、下記のとおり行政処分が通知されましたのでお知らせいたします。

記

１．　処分理由

・「法第232条第１項及び第236条第１項」の規定に該当する事実
平成25年１月16日から実施された法第157条第１項及び第231条第１項並びに犯罪収益移転防止法第14条第１項の規定に基づく「立入検査」の結果以下の事実が認められた。

(1) 当社の外務員が顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、確実であると誤認させるおそれのあることを告げて、商品市場における取引の委託の勧誘を行ったこと。（法第214条第１号の規定に該当）

(2) 当社の外務員が顧客に対し、商品取引契約の締結の勧誘に関して、金の取引単位について虚偽の説明を行ったこと。（法第214条第２号の規定に該当）

(3) 当社の外務員が、商品市場における取引の委託を行わない旨の意思を繰り返し表示している顧客に対し、商品市場における取引の委託の勧誘をしたこと。（法第214条第５号の規定に該当）

(4) 当社の外務員が顧客に対し、商品市場における取引につき、特定の上場商品構成物品の買付けと当該買付けと対当する取引の数量及び期限を同一にすることを勧めていたこと。（法第214条第８号の規定に該当）

(5) 当社の外務員が、商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘したこと。（法第214条第９号の規定に該当）

(6) 当社の外務員が、商品市場における取引の委託につき、決済を結了する旨の意思を表示した委託者に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めたこと。（法第214条第10号に基づく商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第３号。以下「規則」という。）第103条第１項第７号の規定に該当）

(7) 当社の外務員が顧客に対し、商品市場における取引等の受託に関して、取引証拠金の仕組みについて誤解を生ぜしめるべき説明を行ったこと。（法第214条第10号に基づく規則第103条第１項第８号の規定に該当）

２．　処分の内容

①　商品先物取引業を平成26年１月８日（水）から平成26年１月22日（水）まで（10営業日）の間停止すること。ただし、取引の決済を結了させる場合を除く。

②　商品先物取引業の運営の改善のため、速やかに以下の措置を講ずること。

ア　今般の法令違反行為の発生原因について調査分析し、法令を遵守した適切な勧誘方針の策定等、実効性のある再発防止策を講じるとともに、法令違反行為に関与した役職員に対する適切な指導・管理を行うこと。

イ　全役職員に対し法令遵守を徹底させるとともに、外務員及び営業管理者に関する内部管理体制の充実・強化に向けた抜本的な見直しを行い、不当な勧誘・説明等法令違反行為の再発を防止すること。

３．　今後の対応

当社といたしましては、今後の商品先物取引業の運営の改善に向け、全力をあげて対処してまいりますとともに、監督官庁より指摘を受けた事項を真摯に受け止め、履行、徹底してまいりたいと思います。

４．　今後の見通し

今般の行政処分に伴う、当社平成26年３月期業績への影響につきましては、今後の経過を慎重に判断し、必要性があればその都度、適宜開示等対応してまいりたいと存じております。

今般の処分を受けるに至りましたことは誠に遺憾でありますが、この事実を厳粛に受け止め、当社の果たすべき社会的責任を再認識するとともに、今後はひたすら信用の回復のため、全社を挙げて社業に邁進する決意でございます。

なお、今般の問題により、当社のお客様をはじめ、株主の皆さま、関係各位に対しましては、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

以　上